



## 旭川東警察署交通だより



### ～ 幼児乗せ自転車の安全利用～

令和6年5月29日  
旭川東警察署  
交通第一課企画係

## 小さいお子さんを自転車に乗せるときのルール

自転車の2人乗りは禁止ですが、小学校就学の始期に達するまでの者を乗せられる例外規定があります。

- ① 運転者は16歳以上
- ② 幼児用座席に座れるのは小学校就学の始期に達するまでの者のみ！
- ③ 背負うことができるのは4歳未満のみ！
- ④ 小学校就学の始期に達するまでの者2人を同時に乗せられるのは「幼児2人同乗用自転車」の  
ア 前後の幼児用座席それぞれ1人ずつ乗せる  
イ 幼児用座席に1人乗せて、もう1人を背負う場合のみ！



## さらに安全に利用するために

- ① ヘルメットをかぶせて、幼児用座席のシートベルトをしっかり締めましょう。  
たとえ停車中や運転中に転倒することがあっても、子どもがケガをするリスクを確実に減らせます。
- ② 前の座席に乗せた状態はとても不安定です。  
前の座席に子どもを乗せたまま、後ろの座席の子どもなどの乗せ降ろしをすることは大変危険です。
- ③ 自転車に子どもを乗せたら、決して目や手を離さず、いつでも支えられる体勢でいることが大切です。